

多良間村 (避難実施要領の概要)

多良間村の避難実施要領（案）の概要 ～全般方針～

避難誘導の方法（全般的方針）

- 県の避難の方針に基づき、村は、全住民及び滞在者等について、別に定める日時から避難を開始し、県等と調整し確保した船舶及び航空機をもって、**全住民が2日**で島外（宮古島市）に避難し、（避難に関係する役場職員等の要員を除く）、その後、宮古島市から九州への避難を完了する。
- **住民の負担を考慮し、移動時間が短い航空機を可能な限り活用する方針とする。**船舶については、**航空機での避難が困難な要配慮者及びその支援者（家族含む）、ペット同行避難者などを優先する。**
- この際、要配慮者等の避難を優先する。

島内の避難誘導の基本的な考え方（右図参照）

- 住民は、一時集合場所（船舶：**多良間中学校**、航空機：**多良間小学校**）に集合後、県の確保した航空機及び船舶のダイヤに間に合うように港及び空港へ移動
- 一般の避難者は、**仲筋地区4集落、塩川地区4集落、水納地区1集落の集落単位**で一時集合場所への集合時間を決め、住民確認等を行い、バスに乗車
- **要配慮者のうち、航空機での避難が困難な方については、フェリー等の輸送手段により避難**



※本資料は、島外避難の検討等に係る意見交換時に案出した一例であり、特定の事態を想定したものではありません。

島外輸送計画 別紙イメージ参照

- 県等と調整し確保した船舶及び航空機の運航ダイヤに基づき、島外（宮古島市）へ避難
航空機での避難の場合は、宮古空港で乗り換え、宮古島市と協議したうえでダイヤに沿って避難
船舶避難の場合は、宮古島市での一時待機場所はマティダ劇場（宮古空港への誘導等は市と要協議）
- 波浪等により船舶が入港できない場合は、航空機のみでの避難を基本とする。
※多良間空港は夜間照明施設等や滑走路の関係でDHC-8の運航に限られる。
- 民間航空機での避難が難しい要配慮者などは、県と別の輸送手段を調整する。

島内輸送計画 別紙イメージ参照

- 県が確保した航空機及び船舶の運航ダイヤに合わせて、一時集合場所→各港及び空港へは村で確保したバス及び宮古島市から搬入したバス、その他福祉車両などで輸送
※村営有償バス1台（マイクロバス22名乗） 公用バス1台（22名乗）、宮古島市からのバス5台（25名乗）
- 一時集合場所までの移動手段は、原則徒歩。村の認めた避難行動要支援者等で、車両で一時集合場所に移動する場合は、村の別途指定する駐車場に駐車。

残留者の確認方法等

- 確認者：役場職員、消防団、警察、自治会等
- 派遣された職員等は、観光客等一時滞在者も、宿泊施設等の協力を得て、残留者の有無を確認する。
- 避難を完了した地区は、必要に応じ警備を強化する。

避難要領の通知・伝達要領

- 防災行政無線、村HP、防災メール、広報車、テレビ、ラジオ等あらゆる手段を活用し伝達する。
- 伝達系統は、地域防災計画に準ずる。

多良間村の避難者数等の状況（R5.12月時点）

訓練用

多良間村 地区ごとの人口分布、世帯数等（R5年12月時点 出展：村世帯数調票）

	世帯	人数	避難行動 要支援者	左記のうち 行政支援が 必要な方	一時避難場所	収容人数
塩川地区	373	749	28	21	多良間中学校 (船舶避難) 多良間小学校 (航空機避難)	345
仲筋地区	161	306	11	7		330
水納地区	3	4	0	0		330
入域者	—	20	—	—		
計	537	1,079	39	28		

要配慮者：在宅の要配慮者の状況について

訓練用

1 在宅の要配慮者の状況

種別	合計	(単位：人)					
		高齢者	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病患者	妊産婦
要配慮者	351	343	3	1	2	0	2
うち避難行動要支援者	39	31	3	1	2	0	2
うち行政の支援を要する者	28	24	3	1	0	0	0

2 在宅の避難実施単位別（組別）の状況

地域等	世帯	人数	避難単位 (集落名)	世帯	避難単位 別人口	うち				一時避難場所	一時避難収 容人数
						要配慮者	避難行動 要支援者	行政の支援 が必要な方	一般とは別 のルートでの 避難を要する方		
塩川地区	373	749	嶺間	68	152	46	5	3		多良間中学校 (船舶避難)	345
			大道	96	180	66	12	12			
			大木	121	264	94	8	5			
			吉川	88	153	47	3	1			
仲筋地区	161	306	土原	37	66	19	1	0		多良間小学校 (航空機避難)	330
			天川	47	80	27	3	2			
			津川	45	89	29	4	2			
			宮良	32	71	21	3	3			
水納地区	3	4		3	4	2	0	0			
入域者	-	20	-	-	-	-	-	-	-		
計	537	1,079	0	537	1,059	351	39	28	0	0	675

要配慮者：在宅の要配慮者の状況について

訓練用

3 在宅の要配慮者、避難行動要支援者の内訳

NO	地域単位 (例:避難単位) (例:公民館単位)	要配慮者	うち 避難行動 要支援者	左のうち 行政の支援 が必要な方 (任意)	左の純計 (重複のない) 行政の支援 が必要な方 の人数	(左の内訳)														
						高齢者	避難行動 要支援者 (要件) 高齢者で歩行 等に障害のある 方	左のうち 行政の支援 が必要な方 (任意)	要介護者	避難行動 要支援者 (要件) 要介護3以上	左のうち 行政の支援 が必要な方 (任意)	身体 障害者 (64歳以下)	避難行動 要支援者 (要件) 身体障害者手 帳1・2級所持 者	左のうち 行政の支援 が必要な方 (任意)	知的 障害者 (64歳以下)	避難行動 要支援者 (要件) 療育手帳A所 持者	左のうち 行政の支援 が必要な方 (任意)			
1	嶺間	46	5	3	3	44	3	3	高 齢 者 に 含 む											
2	大道	66	12	12	11	64	10	10				1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	大木	94	8	5	5	94	8	5												
4	吉川	47	3	1	1	46	2	1												
5	土原	19	1	0	0	19	1	0												
6	天川	27	3	2	2	25	1	1				1	1	1						
7	津川	29	4	2	2	29	4	2												
8	宮良	21	3	3	3	20	2	2				1	1	1						
9	水納	2	0	0	0	2	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		351	39	28	27	343	31	24	0	0	0	3	3	3	1	1	1	1	1	

NO	地域単位 (例:避難単位) (例:公民館単位)	要配慮者	うち 避難行動 要支援者	左のうち 行政の支援 が必要な方 (任意)	左の純計 (重複のない) 行政の支援 が必要な方 の人数	精神 障害者 (64歳以下)	避難行動 要支援者 (要件) 精神障害者保 健福祉手帳 1・2級所持者	左のうち 行政の支援 が必要な方 (任意)	指定難病 等患者 (64歳以下)	避難行動 要支援者 (要件) 全て該当	左のうち 行政の支援 が必要な方 (任意)	妊産婦	避難行動 要支援者 (要件) 全て該当	左のうち 行政の支援 が必要な方 (任意)	在宅酸素	在宅外来 人工透析	在宅外来 人工透析	在宅 人工 呼吸器
																腹膜 透析	人工 透析	
1	嶺間	46	5	3	3	1	1					1	1		2			
2	大道	66	12	12	11										1	1		
3	大木	94	8	5	5													
4	吉川	47	3	1	1							1	1		1			
5	土原	19	1	0	0													
6	天川	27	3	2	2	1	1									1		
7	津川	29	4	2	2													
8	宮良	21	3	3	3													
9	水納	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
合計		351	39	28	27	2	2	0	0	0	0	2	2	0	4	2	0	0

島外輸送計画の全体イメージ（多良間村）

🚢 1日最大600名※の輸送力

- ▶多良間海運「フェリーたらまⅢ」が運航
- ▶宮古-多良間間を1日2便、所要約2時間
- ▶定員150名→臨時定員300名（条件付で車両積載スペースも搭乗可とし定員の大幅増）
- ※最大輸送力は今後の調整で増減する

✈️ 1日最大550名※の輸送力

- ▶通常運行機の頻度増（RACのDHC-8）
- ▶1日最大11便の確保に向け調整中
- ▶多良間-宮古間約25分
- ▶定員50名
- ※最大輸送力は今後の調整で増減する

確保に向けた調整ができた場合・・・

島外輸送力

1日あたりの最大輸送力

🚢 + ✈️ 計1,150名※

※最大輸送力は今後の調整で増減する

平素の4倍以上の輸送力を確保



- 保有バス（計：169名）
- ・島内バス22名乗り2台 = 44名
- ・宮古島市バス25名乗り5台 = 125名（バス5台は宮古島市から搬入）

船舶及び航空機の出航時刻に合わせバスを運行

〈地区別人口〉 R5年12月時点

塩川地区	373世帯	749名
仲筋地区	161世帯	306名
水納地区	3世帯	4名
計	537世帯	1,059名

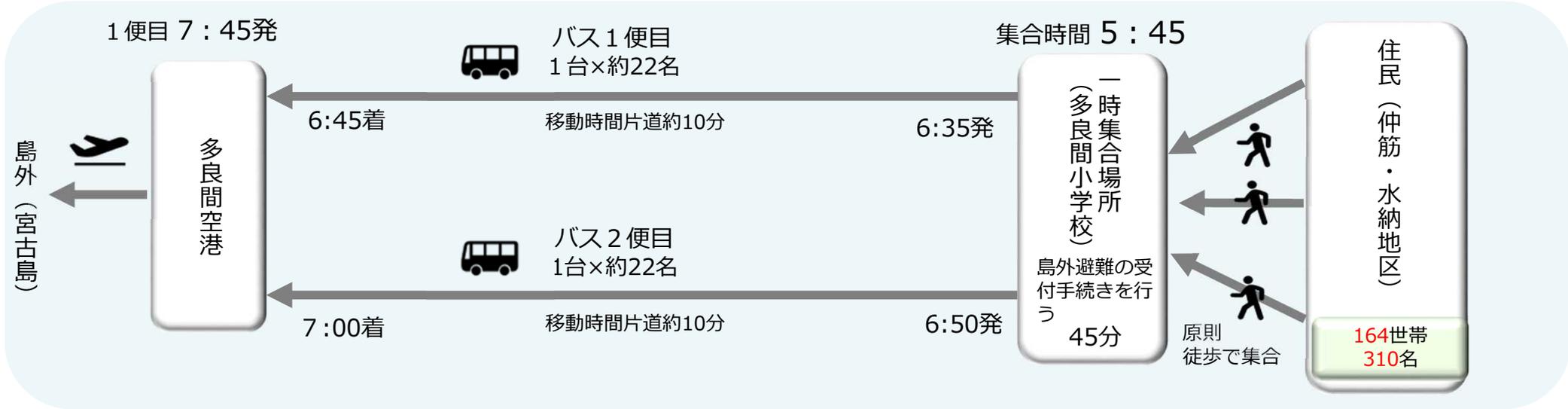
〈輸送力確保と避難誘導の方針〉

- ☞ 一般の避難者の島外輸送力の主力は住民の負担を考慮し空路とし、海路は航空機での避難が困難な要配慮者及びその支援者（家族含む）、ペット同行避難を優先する。
- ☞ 要配慮者は、個別の状況に応じて空路・海路に振り分けする。
- ☞ 船舶が着岸できない場合（目安の波高4m）は、空路のみの輸送となる。（別パターンで整理）

地図出典：国土地理院

島内輸送計画のイメージ（仲筋・水納地区の例）

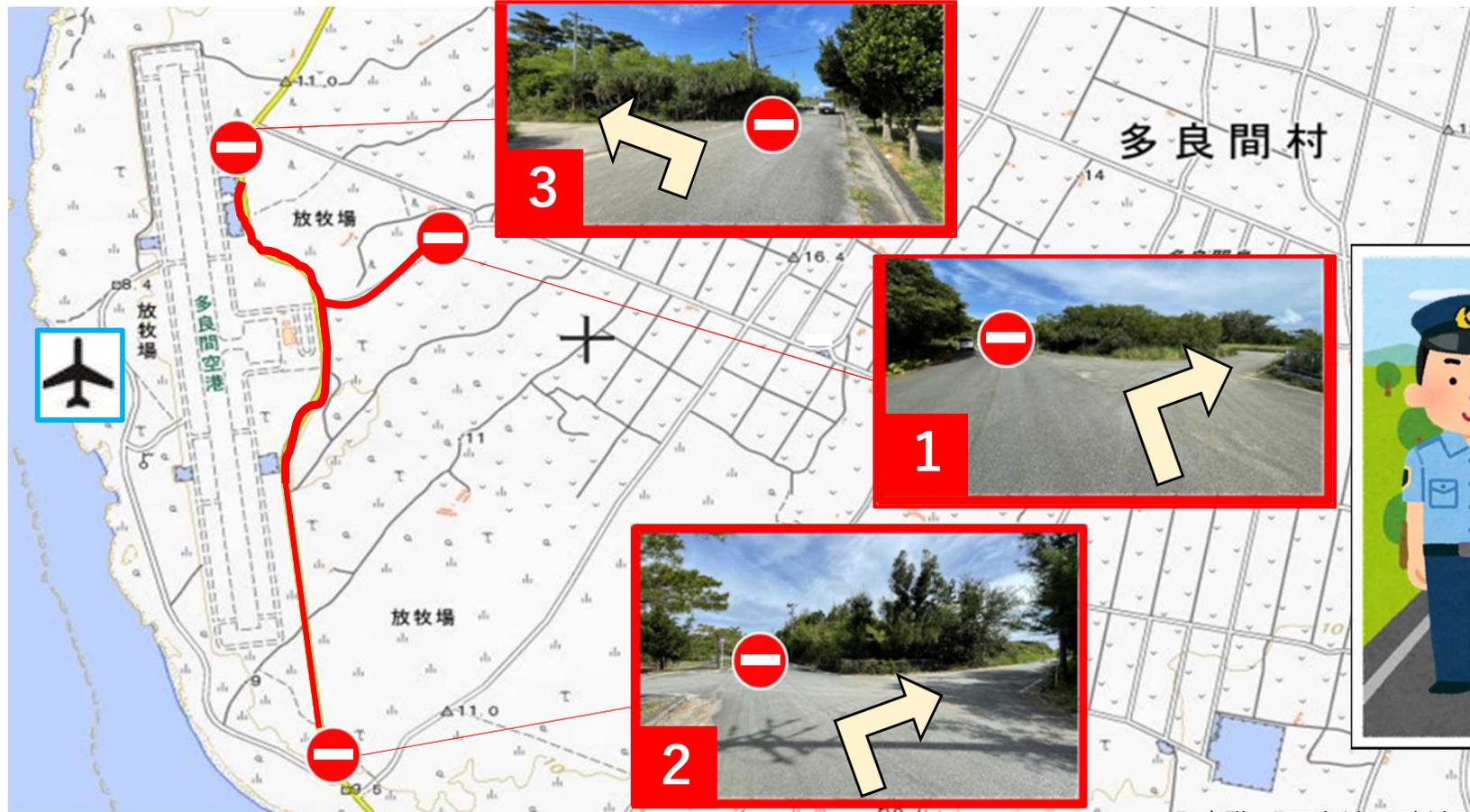
例えば、仲筋・水納地区の住民が、一時集合場所の多良間小学校に5：45に原則徒歩で集合後、多良間空港港まで以下のとおりバスで移動、7：45出の航空便で避難する輸送イメージ



例えば、仲筋・水納地区の住民が、一時集合場所の多良間中学校に6：20に原則徒歩で集合後、普天間港まで以下のとおりバスで移動、8：00出港の船舶で避難する輸送イメージ（普天間港の場合）



- 空港への避難用マイクロバス及び1BOX車の運行動線等を確保するため、以下のとおり交通規制を実施
（役場の許可を得ていないマイカー避難者が空港周辺に路上駐車し交通障害となることを懸念）
- 避難用マイクロバス及び村から許可を受けた住民（要配慮者及びその支援者等）以外の車両は、通行不可



イメージ図

出典：国土地理院地図

検討中

- ▶ □ロードコーンを使用し、各規制箇所に1名で対応
→ 交通規制がどのくらいの長時間になるか分からないので、交代要員も含め複数名確保が必要ではないか。
- ▶ 状況によって、警察官が交通規制に対応できない場合は役場職員や消防団での対応も要検討
→ 警察官の島外からの応援が必要ではないか。役場職員や消防団以外でも協力を仰げないか。
- ▶ 一般車両は規制するが、通行させる車両（バス、福祉車両など）の区分方法について要検討
→ 臨時の交通許可証の発行をすることも一案

- 空港への避難用マイクロバス及び1BOX車の運行動線等を確保するため、以下のとおり交通規制を実施（役場の許可を得ていないマイカー避難者が空港周辺に路上駐車し交通障害となることを懸念）
- 避難用マイクロバス及び村から許可を受けた住民（要配慮者及びその支援者等）以外の車両は、通行不可

《前泊港》



《普天間港》



※ 各規制場所は、看板・ロードコーン等を活用し原則警察又は消防団等による1名体制

※ 許可を受けていない住民等が来た場合、一時集合場所を案内

出典：国土地理院地図

【多良間村】避難用マイクロバス運行ルート案（多良間小学校⇔多良間空港）

訓練用

- 往路10分、空港での降車時間を5分、復路10分の計25分として計算
- 避難用マイクロバス（1台）及び1BOX（1台）を活用し、搭乗時間に合わせて2往復する。



※ マイクロバスの運行には運転手1名、添乗1名の職員を配置する。

※ 多良間小学校では、往路と復路で車両進入口を変え、狭い道路ではすれ違わないように設定する。

【多良間村】避難用マイクロバス運行ルート案（多良間中学校⇔前泊港）

訓練用

- 往路10分、港での降車時間を5分、復路10分の計25分として計算
- 避難用マイクロバス（4台）及び1BOX（数台）を活用し、出発時間の1時間前に港に到着



※ マイクロバスの運行には運転手1名、添乗1名の職員を配置する。

※ 多良間中学校では、往路と復路で車両進入口を変え、道路ではすれ違わないように設定する。

【多良間村】避難用マイクロバス運行ルート案（多良間中学校⇔普天間港）

訓練用

- 往路15分、港での降車時間を5分、復路15分の計35分として計算
- 避難用マイクロバス（4台）及び1BOX（数台）を活用し、出発時間の1時間前に港に到着



※ マイクロバスの運行には運転手1名、添乗1名の職員を配置する。

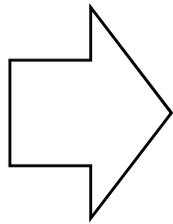
※ 多良間中学校では、往路と復路で車両進入口を変えるが、道幅が広い道路となるため、往路と復路は同じとルートとする。

職員配置の方針

- ▶ 村国民保護計画の各班の役割に基づき、各所に職員を配置する。
- ▶ 消防団員や駐在員（警察官）は、島外からの応援が必要となるため、不足する人員を試算し、関係機関と今後調整する。
- ▶ 避難の初期段階、最終段階に分け、配置数を試算する。

多良間村職員数(R5.7.11時点)		
総務財政課	8	名
住民福祉課	13	名
観光振興課	2	名
税務会計課	3	名
産業経済課	6	名
土木建設課	7	名
空港管理課	3	名
議会事務局	1	名
教育委員会	7	名
農業委員会	1	名

51 名



村国民保護対策本部	
対策本部長	村長
対策本部副本部長	副村長
総務対策班	9 名
福祉保健対策班	16 名
産業対策班	19 名
教育対策班	7 名

※ 会計年度職員・学校職員含まない

- 《その他関係者》
- ・消防団：23名（うち、12名役場職員）
 - ・警察官：1名
 - ・沖縄電力：8名
 - ・農業協同組合：11名（うち、ガス係1名）

【多良間村】住民避難に係る職員等配置（案） ～初期配置案～

訓練用

多良間村内	役場職員	その他職員	消防団員	警察官	その他機関	備考
役場（対策本部）	18					
現地調整所			2			村役場 2 F 庁議室
多良間小学校	4	4				一時集合場所（空港行）
多良間中学校	4	4				一時集合場所（港行）
多良間空港	5					
前泊港	2					※どちらか 1 か所
普天間港						
広報（巡回）	1		2			公用車等などによる広報
バス運転	5		5			
村内社会福祉施設	0					要配慮者の避難に係る調整
交通規制箇所	0		2			空港 3 箇所、港 2 箇所
小計	39	8	11			
経由地（宮古島市）	役場職員	その他職員	消防団員	警察官	その他機関	備考
宮古島市役所	3					市対策本部との調整
宮古空港	2					航空機への誘導
平良港	2					船舶受入・船舶への誘導
マティダ市民劇場	5					宮古島市市内待機場所
小計	12	0	0	0	0	

関係機関と要調整

関係機関と要調整

※ その他機関：村国民保護計画では医療機関、県、自衛隊、海上保安庁など

※ 今後、ライフライン関係事業者や警察、その他機関についても他市町村の事例を参考に議論していきたい。

村内飼養状況（令和4年度飼養頭羽数調）

事業規模	農家数	品種	用途		頭数
100頭以上	2戸	黒毛和種	繁殖用	経産・未經産牛（24か月以上）	1,668頭
50頭～100頭未満	4戸			育成牛（12～24カ月未満）	204頭
50頭未満	71戸			子牛（12カ月未満）	1,154頭
計	77戸			計	3,026頭

現状

- ・ 品種：黒毛羽種、用途：繁殖用、飼養頭数：3,026頭、経産・未經産牛：1,668頭、育成牛：204頭、子牛1,154頭
- ・ 農家数：77戸、100頭以上農家：2戸、50頭～100頭未満農家：4戸、50頭未満農家：71戸

対応案

- ・ 小規模農家の牛は大規模農家で飼養管理してはどうか。
- ・ 大規模農家以外にセリ市場・山口畜産の牛舎は使用できないか。

検討課題

- ・ 飼養（えさやり）については、1人で管理できる頭数は100頭程度ではないか。35～37人が必要か。
- ・ 飼養管理は重労働になるので交代人員が必要。
- ・ 牛を他の牛舎に移動させる場合は病気等の感染問題があり放牧形態でないと厳しいのではないか。
- ・ 人工授精、去勢などの問題もある。
- ・ セリ市場は老朽化が進んでいる。パドックも4つで放牧も出来ない。あと2つ増設が必要か。
- ・ 草地の刈取機等の燃料、化学肥料、濃厚飼料が足りなくなる。その運搬方法をどうするか。

※今後の検討としては、関係機関及び畜産部会等との意見交換を持って行きたい。

【多良間村】 ペットの扱いについて

現状・課題

- 村では国民保護計画等にペットの避難についての記載はなし。
- 自然災害においては、環境省がガイドラインを出しており、同行避難を基本的な考え方としている。
- 他方、主な島外避難の手段である航空機では同行避難が不可（※最大運航することを目的にカーゴは使用しない）

現在の対応案

👉 ペット同行避難を希望する住民は船舶での避難

【参考：他の自治体での住民との意見交換における意見】

- ・ ペットも家族の一員であるため、ペットの同行が出来なければ、残留するしかない。船舶でペットの避難も可能であれば船舶での避難を希望する。
- ・ ペットと同行避難できる避難先を確保してもらいたい。

検討課題等

- ① ペット同行避難の希望者がどのくらいの人数いるかを確認する。
※どこまでをペットとして同行避難を認めるのかは引き続き整理する。
(例えばヤギをペットとして飼育している方の対応をどうするか、など。)
※ケージを保有している場合は同行避難を認めるなどの基準を整理する。
- ② ペット同行避難を前提とした受入の準備について、避難先の自治体と調整が必要。
- ③ 防災における取組を参考に、備え（避難時の留意事項や持出品、備蓄等）について、周知啓発。（右図のような防災パンフレット等を参考にして国民保護版を作成し配布することも一案）。

ペットを飼っている皆さまへ

～災害時のペットとの同行避難について～

災害時、あなたとあなたの大事なペットを守るために、
いま、できることを考えましょう



飼い主がいま、やるべきことは？

- ワクチン接種や寄生虫の駆除など、健康面のチェックを
- 最低限のしつけや、ケージに慣らす訓練、マイクロチップなどによる所有明示を
- 住宅の災害対策や、フード、トイレシートなどのペットの避難セットの準備を
- ペットの受入れ対応を含め、事前に避難場所の確認を

もし被災してしまったら？

- 災害時にはペットを落ち着かせ、迷子にさせないように注意して、ペットとともに同行避難を



自治体の避難指示等には従う必要があります

ペットが理由で避難しないことは、自分の安全を脅かすことにつながりますので、ペットと一緒に同行避難をしましょう

メモ

同行避難とは、避難所までの避難行動（行為）のことをいいます。避難所で、ペットと人が同じスペースで過ごすことなどの（同伴避難）を指すものではありません



詳しくは、「災害、あなたとペットは大丈夫？」人とペットの災害対策ガイドライン（一般飼い主編）をご覧ください。



令和2年8月作成